

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成29年11月20日
(平成29年10月受付分)



平成29年10月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計3件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆子どもの消費者トラブル

最近の事例：

- クレジットカード会社からの連絡で、小学生の息子がオンラインゲームで約50万円の課金をしていることが分かった。どうしたらよいか。
- 中学生の娘が母親名義で「初回限定無料」という健康飲料をインターネット通販で申し込んだところ、定期購入になっていた。解約したい。
- 高校生の娘がチケット販売サイトで何者かからコンサートチケットを購入したが、届いたのは公演後だった。販売者に返金を求めたい。



※(独)国民生活センターHPより抜粋
※消費者庁イラスト集より

✔ アドバイス

- 子どもにもインターネットの利用が広がっており、スマートフォンや携帯電話でさまざまなサイトにアクセスする機会が増えてきています。子どもがトラブルに巻き込まれないよう、日ごろから携帯電話の利用方法等をよく話し合っておくことが大切です。
- トラブルにあった場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

◆その他にはこんな相談も…

| 年齢 | 相談内容 |
|----|---|
| 18 | 初回100円、2回目以降は2,138円とのネット広告を見て酵素食品を申し込んだ。5回購入後は、いつでも解約可能と電話で説明を受けていたため、5回目の商品が届いた後、解約しようと思い何度も電話をかけているが、「注文が混みあっているため、メールで連絡をするように」との音声ガイダンスが流れた後、電話が切れる。メールで解約を申し出たが、返信がなく最近になり、「〇月〇日に商品が届くので受け取りをお願いします」とのメールが届いた。5回購入したので、解約し、6回目は受け取りたくない。 |

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)